

指定給水装置工事事業者の申請に必要な提出書類

【新規・更新申請】

- ◎事業所の住所が⑫の住所と同じ場合は、⑫に記載の住所を記入すること。
住所が異なる場合は、事業所の使用が分かる賃貸借契約書等の書類を添付し、それに記載の住所を記入すること。
- ◎申請書類に押印される印鑑は、印鑑証明と同じ印鑑であること。

《法人・個人共通》

必要書類	備考
① 指定給水装置工事事業者指定申請書 [様式第1]	
② " [様式第1-2]	枠内に収まらない場合は⑨⑩を添付すること
③ 長岡京市指定給水装置工事事業者証	※更新の場合のみ
④ 誓約書 [様式第2]	
⑤ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 [様式第3]	更新の場合は提出不要
⑥ 機械器具調書 [別表]	国土交通省で定める器具の状況が分かる代表的なカラー写真（2～3枚）を添付すること
⑦ 給水装置工事主任技術者“免状” [写し]	
⑧ 給水装置工事主任技術者証“携帯用”または顔写真の確認できるもの（運転免許証等）[いずれか写し]	カラーコピー
⑨ 営業所の平面図	
⑩ 営業所の付近見取図	住宅地図等
⑪ 営業所の外観・内観が分かる写真	カラー写真
⑫ 指定給水装置工事事業者 指定更新時確認書	※更新の場合のみ
⑬ 申請者（会社）の連絡先 ・電話番号・FAX 番号 ・携帯番号（代表1名） ・e-mail アドレス	

《法人》

必要書類	備考
⑭ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） [原本]	
⑮ 印鑑証明書 [原本]	
⑯ 会社の定款 [写し]	

《個人》

必要書類	備考
⑭ 住民票（記載事項証明書） [原本]	事業所住所が住民票の住所と異なる場合は、事業所の使用が分かる書類を添付すること
⑮ 印鑑証明書 [原本]	

※指定給水装置工事事業者の指定手数料は、新規・更新とも 15,000 円（非課税）

【変更等届出関係】

◎事業所の住所が登記事項証明書または住民票の住所と同じ場合は、それらに記載の住所を記入すること。

住所が異なる場合は、事業所の使用が分かる賃貸借契約書等の書類を添付し、それらに記載の住所を記入すること。

◎申請書類に押印される印鑑は、印鑑証明と同じ印鑑であること。

必要書類	備考	主任技術者の 選任・解任	指定事項の変更			・廃止 ・休止 ・再開
			名称	代表者 (役員変更含む)	所在地	
誓約書 [様式第2]				●		
給水装置工事主任技術者 “選任・解任届出書” [様式第3]	※ 不要な方に二重線	●				
指定給水装置工事事業者 “指定事項変更届出書” [様式第10]			●	●	●	
” “廃止・休止・再開届出書” [様式第11]						●
登記事項証明書（履歴事項全部証明書） [原本]	法人のみ		●	●	●	
会社の定款 [写し]			●	●	●	
住民票（記載事項証明書） [原本] ◎事業所の住所が住民票の住所と異なる場合は、事業所の使用が分かる書類を添付すること。	個人のみ		●	●	●	
印鑑証明書 [原本]			●	●	●	
給水装置工事主任技術者“免状” [写し]		●				
給水装置工事主任技術者証“携帯用” または 顔写真の確認できるもの（運転免許証等） [いずれか写し]	カラーコピー	●				
営業所の平面図					●	
営業所の付近位置図	住宅地図等				●	
営業所の外観・内観が分かる写真	カラー写真				●	
長岡京市指定給水装置工事事業者証			●	● <small>代表者以外の変更は提出不要</small>	●	● <small>(再開を除く)</small>
申請者（会社）の連絡先 <ul style="list-style-type: none"> ・電話番号 ・FAX 番号 ・携帯番号（代表1名） ・e-mail アドレス 	変更があれば必要に応じて提出	△	△	△	△	△

※ 複数の主任技術者を申請される場合は、1枚にまとめて提出でも可能

様式第 1(水道法施行規則第 18 条関係)

(表 面)

指定給水装置工事事業者指定申請書 (新規・更新)

長岡京市長 様

年 月 日

申請者 氏名又は名称
住 所
代表者氏名

印

水道法第 16 条の 2 第 1 項の規定による指定給水装置工事事業者の (新規・更新) 手続きをうけたいので、同法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員 (業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者) の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

様式第 1(水道法施行規則第 18 条関係)

(裏 面)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者の交付番号

様式第1-2

営業所の平面図及び付近見取図					
平 面 図				面積	m ²
付近見取図		線	駅下車	バス・徒歩	分

- (注) 1 営業所の写真は、状態が分かるもの数枚。
 2 平面図は、間口及び奥行の寸法、机の配置状況等を記入すること。
 3 付近見取図は、最寄りの駅から主な目標を入れてわかりやすく記入すること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、
水道法第25条の3第1項第3号イからへまでの
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代 表

⑩

長岡京市長 様

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

長岡京市長 様

年 月 日

届出者

㊞

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任・解任の届出をします。

給水区域で給水装置工事の 事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の 交付番号	選任・解任の年月日

※ 該当する箇所を丸印で囲ってください。

別表(水道法施行規則第 18 条関係)

機 械 器 具 調 書

年 月 日現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、
「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

様式第 10(水道法施行規則第 34 条関係)

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

長岡京市長 様

年 月 日

届 出 者

㊞

水道法第 25 条の 7 の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称			
住 所			
フリガナ 代表者の氏名			
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

様式第 11(水道法施行規則第 35 条)

廃止
指定給水装置工事事業者 休止 届出書
再開

長岡京市長 様

年 月 日

届出者

印

廃止

水道法第 25 条の 7 の規定に基づき、給水装置工事事業者の 休止 の届出をします。

再開

フリガナ 氏名又は名称	
住 所	
フリガナ 代表者の氏名	
(廃止・休止・再開)の 年 月 日	
(廃止・休止・再開)の 理 由	

※ 該当する箇所を丸印で囲ってください。

指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項

年 月 日

氏名又は名称

郵便番号

住所

代表者氏名

電話番号

➤ 業務内容

営業日・時間			
休業日			
休日・夜間の対応	可 ・ 不可		
	(可の場合) 緊急連絡先		
業務内容 (該当するものに○を記入してください)			
新設・改造等	水道メーター ～ 宅内給水装置 (新設 改造 撤去)		
修繕	水漏れや故障の修繕・取替 (屋内)	トイレ (ボールタップ等)	
		蛇口 (混合水栓等)	
		屋内配管	
	給水設備 (受水槽・ポンプ及びその他付属設備) の修繕		
上記内容の公表可否	可 ・ 不可		

※公表には、ホームページ等への掲載を含みます。公表を可としていても公表しないことがあります。

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出るようにお願いします。

➤ 給水装置工事主任技術者の研修受講実績（過去5年以内で直近のもの）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名 (公表対象外)	研修会名、実施団体	受講年月日
上記内容の公表可否	可 ・ 不可	

※外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

※自社内研修については、研修内容を記載してください。

※受講者名は、公表の対象ではありません。

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。